

交通事故相談のまとめ

令和7年度

高知県文化生活部県民生活課

高知県交通事故相談所

目 次

ま え が き

1	高知県の交通事故発生状況年別推移	1
2	交通事故相談所の設置状況	2
3	交通事故相談件数年度別推移	2
4	年度別相談件数	2
5	相談処理件数	3
6	相談受理件数	4
7	被害状況別相談件数	4
8	相談者別件数	4
9	相談内容別件数	4
10	相談要旨別件数	5
11	相談者居住市町村別件数	7
12	相談のきっかけ	8
13	相談者の年齢別状況（面接相談）	8

付 録

高知県交通事故相談所運営要領

高知県交通事故相談所案内

ま え が き

高知県交通事故相談所の運営につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。

昨年（令和7年）1年間に県内で発生した交通事故は、

発生件数	830件	（前年比	-68件	-7.6%）
死者数	25人	（前年比	+4人	+19.0%）
負傷者数	910人	（前年比	-74人	-7.5%）

で、発生件数、負傷者数は前年に比べて減少しましたが、死者数は増加しました。

また、65歳以上の高齢者が関係する事故が全体の48.8%の405件、死者数は、全体の50.6%の14人で、全死亡事故に占める高齢者の交通死亡事故は依然として厳しい状況にあります。

事故の大小に関わらず、ひとたび交通事故の当事者になれば、解決までに相当な期間を要し、物心両面に大きな負担がかかります。

県では、不幸にして交通事故の当事者になられた方々が、気軽に相談をすることができるように交通事故相談所を設置し、専門の相談員が中立公正な立場から「示談の仕方」などについて相談に応じています。

令和7年度の相談件数は207件で、「過失程度」をはじめ、「任意保険関係」や「示談の仕方」、さらに「自賠責保険請求等」などが主たる相談内容となっていますが、他にも「労災・社会保険の使用」、「賠償責任者」など、相談内容は多岐にわたっています。

交通事故相談所では、交通事故による様々な問題の解決に向けた助言を行うことで相談者の精神的な負担の軽減に努め、県民の皆様の身近な相談窓口として広く利用していただけるよう運営してまいります。

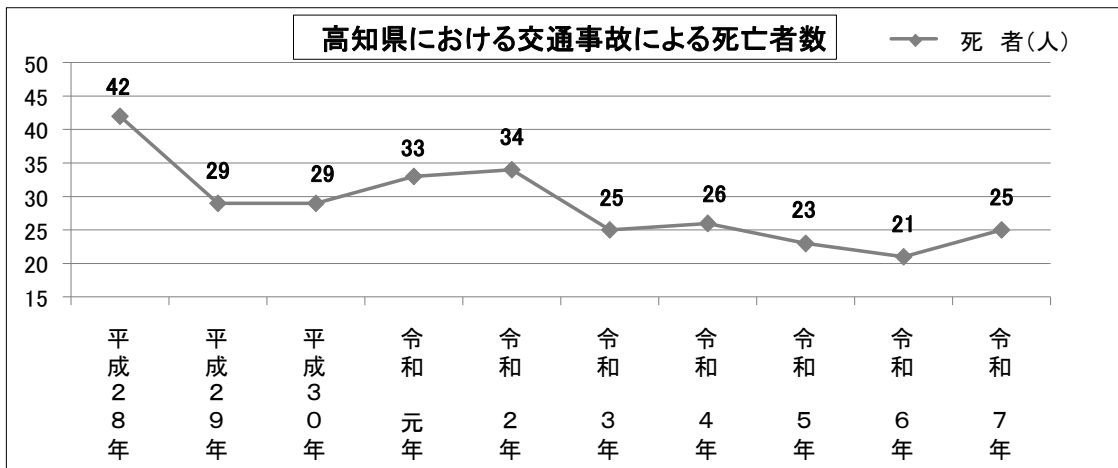
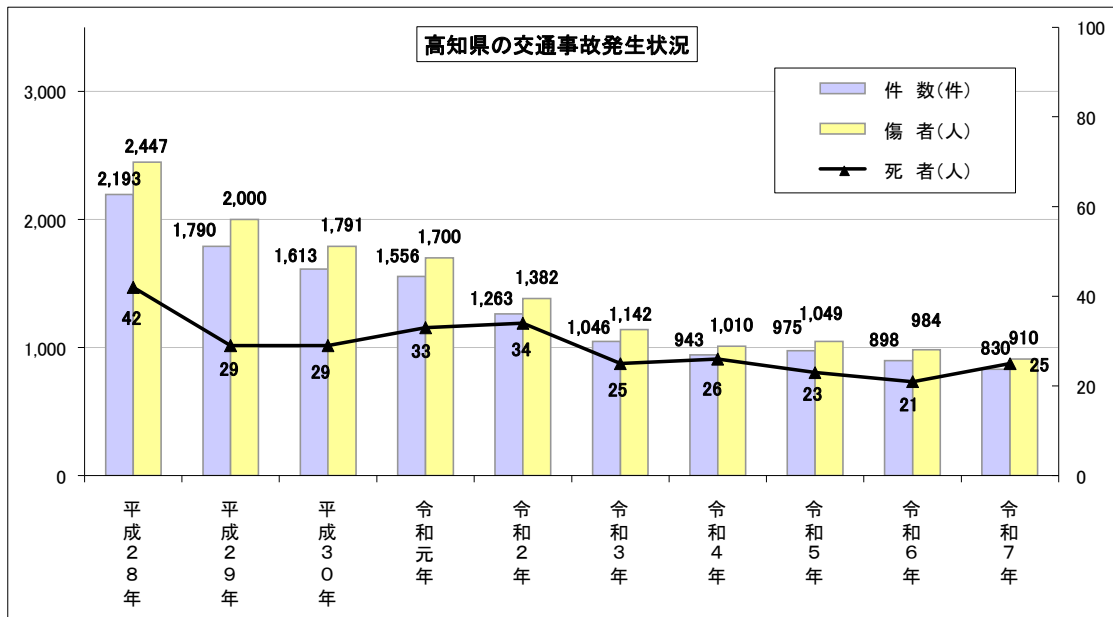
この小冊子は、令和7年度に交通事故相談所で受け付けた相談内容をとりまとめたものです。関係の皆様のご参考としていただき、交通事故防止の一助になれば幸いです。

令和8年4月

高知県文化生活部県民生活課
高知県交通事故相談所

1 高知県の交通事故発生状況年別推移

	件数(件)	傷者(人)	死者(人)
平成28年	2,193	2,447	42
平成29年	1,790	2,000	29
平成30年	1,613	1,791	29
令和元年	1,556	1,700	33
令和2年	1,263	1,382	34
令和3年	1,046	1,142	25
令和4年	943	1,010	26
令和5年	975	1,049	23
令和6年	898	984	21
令和7年	830	910	25



2 交通事故相談所の設置状況

名 称	所 在 地	相談員数	開 設 年 月 日
高知県交通事故相談所	高知市丸ノ内1丁目2-20 高知県庁本庁舎4階	2人	昭43.4.1

3 交通事故相談件数年度別推移



4 年度別相談件数

年 度	件数	(参考) 県内年間交通事故発生件数
平 成 2 8 年 度	384	2,193
平 成 2 9 年 度	441	1,790
平 成 3 0 年 度	339	1,613
令 和 元 年 度	297	1,556
令 和 2 年 度	259	1,263
令 和 3 年 度	240	1,046
令 和 4 年 度	316	943
令 和 5 年 度	219	975
令 和 6 年 度	210	898
令 和 7 年 度	207	830

*平成17年度から中央交通事故相談所に各相談所を統合、「高知県交通事故相談所」とした。

*県内年間交通事故発生件数は、暦年（1月から12月まで）の件数である。

5 相談処理件数

区分		月											合計	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3
面接	新規相談	1	2	2	3	3	3	2	5	4	3	1	5	34
	継続相談	0	5	4	2	1	0	2	2	5	4	5	7	37
非面接	電話	4	17	10	9	8	17	12	6	8	20	11	14	136
	文書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		5	24	16	14	12	20	16	13	17	27	17	26	207
相談内容	賠償問題	4	13	12	11	10	12	11	7	13	22	13	16	144
	更生問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	援護問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	11	4	3	2	8	5	6	4	5	4	10	63
	合計	5	24	16	14	12	20	16	13	17	27	17	26	207
紹介・あつせん	事故相談センター(弁護士会)	1	0	2	0	0	2	2	1	1	2	1	3	15
	交通事故紛争処理センター	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	日本司法支援センター	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	3
	犯罪被害者支援団体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	0	2	0	0	2	3	1	2	3	2	3	19	
備考		(5)	(6)	(4)	(2)	(2)	(5)	(6)	(4)	(7)	(15)	(6)	(15)	(77)

注：1 「相談内容」欄は、主な相談内容に従って区分した。

2 相談件数のうち、加害者による相談件数は、備考欄に延件数で、()書きとした。

6 相談受理件数

月 区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
面接	1	7	6	5	4	3	4	7	9	7	6	12	71
電話	4	17	10	9	8	17	12	6	8	20	11	14	136
文書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5	24	16	14	12	20	16	13	17	27	17	26	207

注：相談受理件数合計の207件のうち、面接が71件で34.3%、電話が136件で65.7%となっている。

7 被害状況別相談件数

月 区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
死亡	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
重傷	3	2	8	8	4	7	6	9	7	7	6	14	81
軽症	1	4	2	2	3	3	4	1	3	10	4	9	46
後遺症	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
物損	2	13	4	4	4	9	10	1	10	10	10	5	82
計	7	19	15	15	12	19	20	11	20	27	20	28	213

注：1. 被害が明らかでない相談件数は除いている。
2. 1件の相談で複数の被害状況に該当する相談となる場合がある。

8 相談者別件数

月 区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
被害者	0	11	11	10	8	9	8	7	9	11	11	9	104
加害者	5	6	4	2	2	5	6	4	7	15	6	15	77
自損行為	0	0	0	2	0	4	1	0	0	0	0	0	7
その他	0	7	1	0	2	2	1	2	1	1	0	2	19
計	5	24	16	14	12	20	16	13	17	27	17	26	207

注：相談者別では、被害者が104件で50.2%を、加害者が77件で37.2%を占めている。

9 相談内容別件数

月 区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
賠償問題	4	13	12	11	10	12	11	7	13	22	13	16	144
更生問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
援護問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	11	4	3	2	8	5	6	4	5	4	10	63
計	5	24	16	14	12	20	16	13	17	27	17	26	207

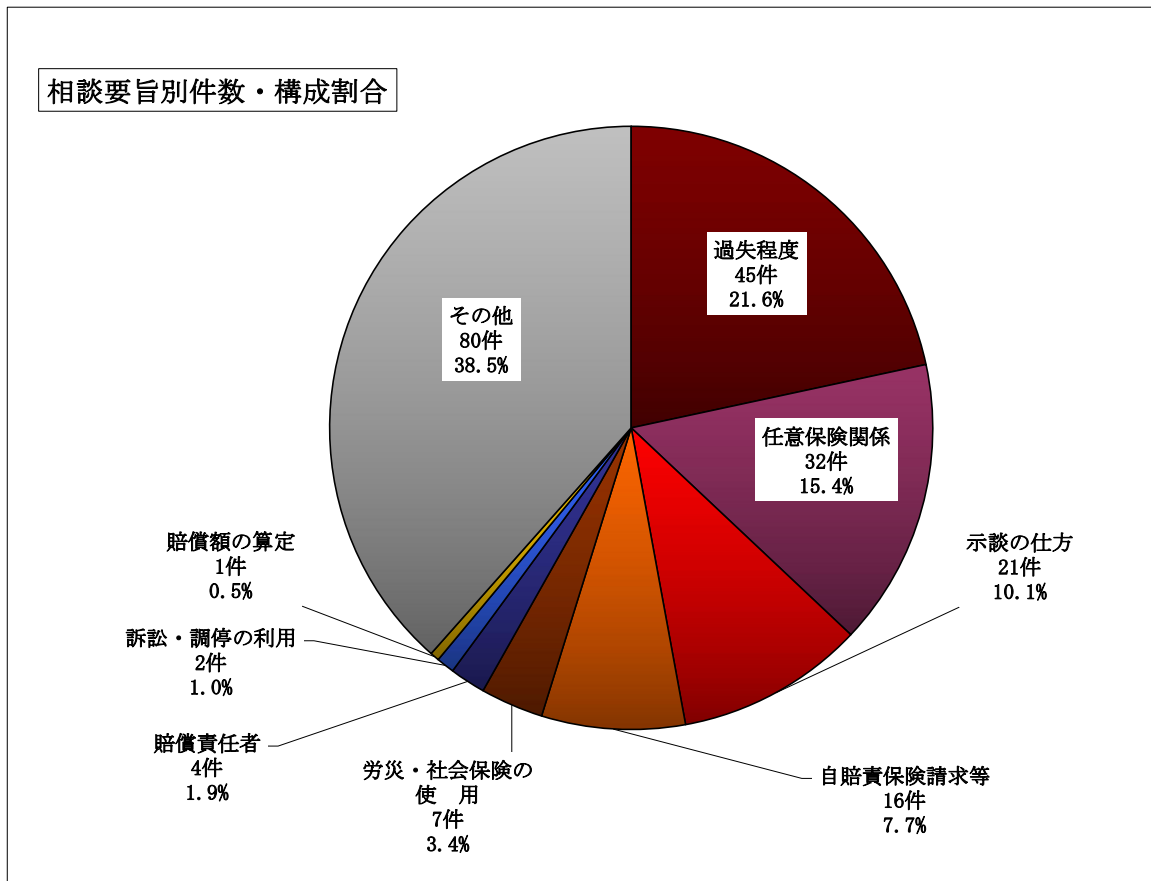
注：相談内容別では、賠償問題が144件で69.6%を占めている。

1.0 相談要旨別件数

●相談要旨別件数・構成割合

相談要旨の区分	件数	割合(%)
賠償責任者	4	1.9%
賠償額の算定	1	0.5%
過失程度	45	21.6%
示談の仕方	21	10.1%
示談解決後の変更・取消	0	0.0%
債務不履行	0	0.0%
自賠償保険請求等	16	7.7%
労災・社会保険の使用	7	3.4%
訴訟・調停の利用	2	1.0%
身体障害者の更生	0	0.0%
生計の維持	0	0.0%
各種福祉施設の利用	0	0.0%
各種援護措置の利用	0	0.0%
任意保険関係	32	15.4%
その他	80	38.5%
合計	208	—

注：相談受理件数と相談要旨別件数の不一致は、1件の相談で複数の被害状況に該当する相談となる場合があるため。



区分 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
賠償責任者	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	4
賠償額の算定	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
過失程度	2	4	2	4	3	3	7	2	7	6	1	4	45
示談の仕方	0	2	1	1	0	0	0	0	1	7	6	3	21
示談解決後の 変更・取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
債務不履行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自賠償保険請求等	2	0	2	0	2	0	0	3	0	1	2	4	16
労災・社会保険の 使 用	0	0	3	0	0	2	0	0	0	1	0	1	7
訴訟・調停の利用	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
身体障害者の更生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生計の維持	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
各種福祉施設の 利 用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
各種援護措置の 利 用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
任意保険関係	0	5	3	5	3	4	0	3	2	3	3	1	32
そ の 他	1	12	4	4	4	9	8	5	6	10	4	13	80
合 計	5	24	16	14	12	20	16	13	17	28	17	26	208

注：相談受理件数と相談要旨別件数の不一致は、1件の相談で複数の被害状況に該当する相談となる場合があるため。

1 1 相談者居住市町村別件数

市町村	相談件数	市町村	相談件数	市町村	相談件数
高知市	168	奈半利町	0	中土佐町	5
室戸市	2	田野町	1	佐川町	2
安芸市	3	安田町	0	越知町	0
南国市	5	北川村	0	禰原町	0
土佐市	4	馬路村	0	日高村	0
須崎市	1	芸西村	0	津野町	0
宿毛市	0	本山町	0	四万十町	3
土佐清水市	1	大豊町	0	大月町	0
四万十市	2	土佐町	0	三原村	0
香南市	0	大川村	0	黒潮町	1
香美市	3	いの町	3	県外	3
東洋町	0	仁淀川町	0	合計	207

1 2 相談のきっかけ

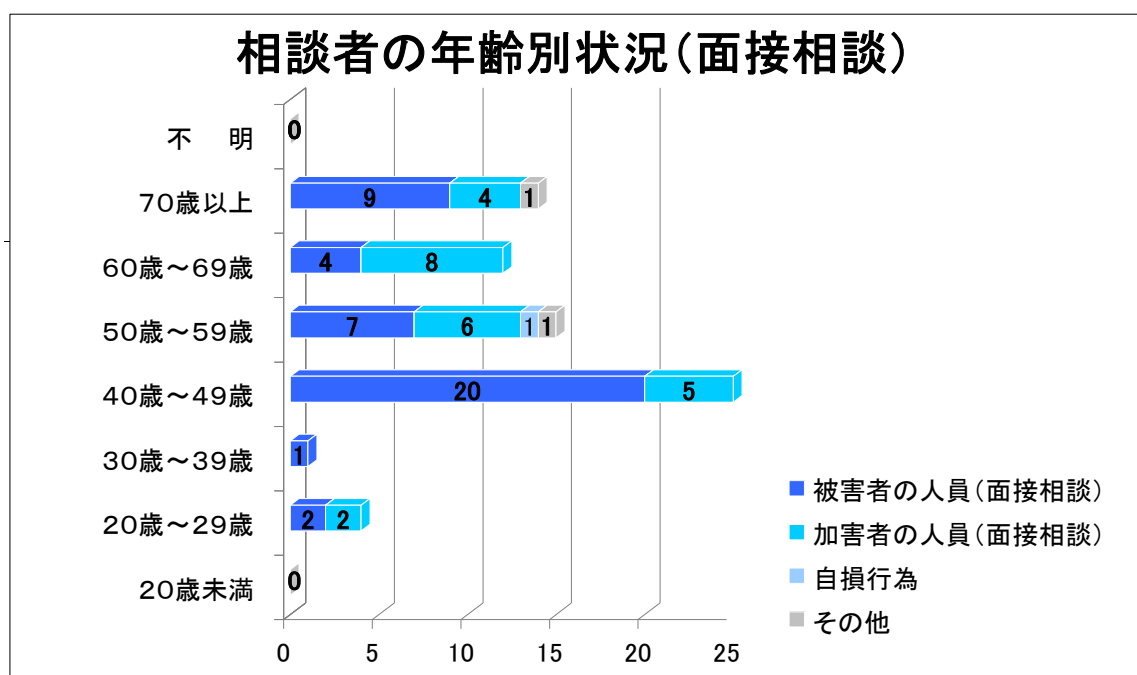
区分 \ 媒体	知人	親戚	病院	警察	官公庁	電話帳	新聞	テレビ	ラジオ	インターネット	その他	計
相談者(人)	13	0	0	69	45	0	1	0	0	76	3	207
構成率(%)	6.3	0.0	0.0	33.3	21.7	0.0	0.5	0.0	0.0	36.7	1.4	100.0

※四捨五入の関係上、構成比の合計が100%になっていません。

1 3 相談者の年齢別状況（面接相談）

区分 \ 年齢	被害者 人	加害者 人	自損行為 人	その他 人	計 人	構成比 %
20歳未満	0	0	0	0	0	0.0
20歳～29歳	2	2	0	0	4	5.6
30歳～39歳	1	0	0	0	1	1.4
40歳～49歳	20	5	0	0	25	35.2
50歳～59歳	7	6	1	1	15	21.1
60歳～69歳	4	8	0	0	12	16.9
70歳以上	9	4	0	1	14	19.7
不明	0	0	0	0	0	0.0
合計	43	25	1	2	71	100.0

※四捨五入の関係上、構成比の合計が100%になっていません。



付 録

高知県交通事故相談所運営要領

(趣 旨)

第1 この要領は、高知県行政組織規則第186条によって設置された、高知県交通事故相談所（以下「相談所」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(相談実務等の実施基準)

第2 相談所が行う交通事故相談（以下「相談」という。）及び関係援護機関へのあっせんに関する業務の実施基準は、次のとおりとする。

- (1) 相談は交通事故により、死亡、重傷、後遺症等の重大な被害を受けた者、又はその家族を重点とし、賠償問題、更生問題、その他各般の問題について総合的な相談指導を行うものとする。
- (2) 賠償問題については、事故状況その他の事実関係の十分な調査に基づいて深みのある指導助言を行うものとする。
ただし、当事者間の示談交渉そのものには介入しないものとする。
- (3) 賠償問題に関する相談事案で訴訟、調停等の司法手続によらなければ問題の解決が困難であると認められるものについては、利用可能な諸司法手続を一般的に教示するとどめ、その処理は、交通事故紛争処理センター、日弁連交通事故相談センター、又は日本司法支援センターにあっせんしてこれにゆだねるものとする。
- (4) 更生問題に関する相談事案については、更生の方途、各種社会福祉制度の利用等について、指導助言するとともに、必要に応じ福祉保健所、ハローワークまたは社会福祉協議会等へのあっせんを行うものとする。
- (5) その他交通事故に関連する一身上の問題についても、できる限りの相談に応ずるものとする。
- (6) 相談実施後においても、なお引続いて補完的指導を要すると認められるものについては、市町村、民生委員、心配ごと相談所等に連絡してその協力を求めるものとする。

(相談の日時)

第3 相談日は、日曜日、土曜日、祝日及び年末年始の休暇日を除く日とする。
相談時間は、午前9時から午後4時までとする。

(広 報)

第4 相談所は、住民に対し民事上の損害賠償制度、自動車損害賠償責任保険制度等交通事故による被害を受けた際に必要な知識の普及につとめるものとする。

(市町村に対する指導)

第5 市町村の行う相談事案の処理について、助言を行う等相談の具体的業務に
関して必要な指導を行うものとする。

(関係機関との協力体制)

第6 相談所の業務の円滑かつ適正な運営をはかるため、次に掲げる機関又は団
体と緊密な連絡協力体制の確立につとめるものとする。

- (1) 地方法務局
- (2) 公共職業安定所
- (3) 市、町、村
- (4) 警 察
- (5) 日弁連交通事故相談センター
- (6) 日本司法支援センター
- (7) 社会福祉協議会
- (8) 福祉保健所
- (9) 地方裁判所、簡易裁判所
- (10) 人権擁護委員会
- (11) 民生委員協議会
- (12) 交通安全協会
- (13) 損害保険会社
- (14) 自動車損害賠償責任保険調査事務所
- (15) その他交通事故被害者に関する事務又は事業を行う機関又は団体

(相談票等の作成保管)

第7 相談員は、相談事項を交通事故相談処理簿によって整理し、相談事案1件
ごとに相談内容の概要及びその処理経過を明らかにした相談票を作成するも
のとする。

なお、郵送又は電話による相談の場合についても同様とする。

- 2 相談員は、その日の実績を交通事故相談日計表により、月毎にまとめ保管
するものとする。

附 則

この要領は昭和43年4月1日から実施する。

この要領は平成4年8月1日から実施する。

この要領は平成17年4月1日から実施する。

この要領は平成17年10月20日から実施する。

この要領は平成19年4月1日から実施する。

この要領は平成20年4月1日から実施する。

この要領は平成21年7月9日から実施する。

この要領は平成22年4月1日から実施する。

高知県交通事故相談所案内

交通事故の相談はお早めに！
相談はすべて無料です。
電話での相談も受け付けています。

【主な相談内容】

- 自賠償保険や任意保険の請求手続き
- 損害賠償額の請求方法
- 過失割合の決め方
- 示談の進め方
- 治療と労災保険・健康保険・社会保険の関係 等

所在地：高知市丸ノ内1丁目2-20
(県庁4階)

TEL：088-823-9578

相談受付時間：月曜から金曜までの

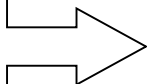
9:00 ~ 12:00

13:00 ~ 16:00

(土、日、祝日、年末年始はお休みです。)

相談される方は、十分お話をお伺いしたいので、できるだけ相談終了時刻の30分前までにおいでくださるようお願いいたします。

ご相談は
できるだけお早めに



令和7年度 交通事故相談のまとめ

令和8年4月発行

編集・発行 高知県文化生活部

県民生活課

高知県交通事故相談所

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内1丁目2-20

(県民生活課)

電話 088-823-9319